（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第三条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第七項を次のように改める。

7　法第五十四条第四項第十七号の主務省令で定めるものは、上場商品構成物品等（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第十五条第一項第一号に規定する上場商品構成物品等をいう。）について商品市場（同法第二条第九項に規定する商品市場をいう。）における相場を利用して行う同法第二条第十四項第一号から第三号まで又は第四号（ニを除く。）に掲げる取引の媒介、取次ぎ又は代理とする。

第八十五条の十二第二号トを次のように改める。

ト　商品先物取引法第二条第十項に規定する商品市場における取引、同条第十三項に規定する外国商品市場取引及び同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引に係る権利

第九十五条第二項中「商品取引所法第二条第十六項」を「商品先物取引法第二条第二十一項」に改める。

第九十七条第二項第十五号中「それと引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して」を「それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに」に、「証票その他の物」を「カードその他の物」に、「「証票等」を「カード等」に、「証票等と引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して」を「カード等を提示し若しくは通知して、又はそのカード等と引換えに」に、「を交付する」を「の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。次号において同じ。）をする」に改め、同項第十六号中「証票等」を「カード等」に、「を交付し」を「の交付をし」に改める。

第百二十三条第三号イ(1)中「並びに第六号ハ及びニ」を「、第六号ハ及び第七号ロ」に改め、同条第六号中「次のいずれにも該当しないことにより、準用銀行法第五十二条の三十八第一項第三号に規定する農林中央金庫代理業を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められ」を「主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合においては、次のいずれにも該当し」に改め、同号中ニを削り、ホをニとし、へをホとし、同条に次の一号を加える。

七　主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号イからホまでのいずれにも該当せず、かつ、その業務について農林中央金庫と農林中央金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められる場合を除き、農林中央金庫代理業として行う法第九十五条の二第二項第二号に掲げる行為（農林中央金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るものを除く。）の内容及び方法が、次のいずれにも該当すること。

イ　貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること（事業の用に供するための資金に係るものを除く。）。

ロ　規格化された貸付商品であって当該契約の締結に係る審査に関与するものでないこと。

ハ　兼業業務として信用の供与を行っている顧客に対し、農林中央金庫代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面による同意を得て、農林中央金庫に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の農林中央金庫が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

第百二十七条第三項中「に掲げる事項に該当しない」を「又は第七号に掲げる事項に該当する」に改める。

附　則

この命令は、平成二十三年一月一日から施行する。

省　令

○農林水産省令第五十七号

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十四号）の施行に伴い、並びに農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の十の三及び水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十五条の七（同法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条の四第一項第二号の規定に基づき、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月十九日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第二十二条の十二第二号トを次のように改める。

ト　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十項に規定する商品市場における取引、同条第十三項に規定する外国商品市場取引及び同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引に係る権利

（水産業協同組合法施行規則の一部改正）

第二条　水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）第三十二条第二号トを次のように改める。

ト　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十項に規定する商品市場における取引、同条第十三項に規定する外国商品市場取引及び同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引に係る権利

附　則

この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

○経済産業省令第五十八号

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第二条第六項、第七条第一項及び第十一条第一項の規定に基づき、燃料製品供給事業者による原油等の有効な利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月十九日　　経済産業大臣　大畠　章宏

燃料製品供給事業者による原油等の有効な利用に関する省令の一部を改正する省令

燃料製品供給事業者による原油等の有効な利用に関する省令（平成二十二年経済産業省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則

第一条第三項を次のように改める。

3　法第二条第六項の経済産業省令で定める方法により算出される生産量は、次の各号に掲げる燃料製品（法第二条第一項第三号に規定する燃料製品をいう。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量とする。

一　揮発油、灯油、軽油、重油又は石油ガス　キロリットルで表した製造される揮発油、灯油、軽油及びA重油の数量並びに製造される石油ガスの一トンの数量を千七百九十キロリットルとして換算した数量を合算して得た数量

二　可燃性天然ガス製品　メガジュールで表した製造される可燃性天然ガス製品の数量

三　コークス　トンで表した製造されるコークスの数量